

近世村落と土地所持慣行

江藤, 彰彦
久留米大学商学部

<https://doi.org/10.15017/4493073>

出版情報：経済學研究. 59 (3/4), pp.17-35, 1994-03-10. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



近世村落と土地所持慣行

江 藤 彰 彦

目 次

はじめに

1 証文・名寄帳の機能

1.1 証文

1.2 名寄帳

2 争論文書にみる土地所持慣行

2.1 2つの土地受戻し争論の経緯

2.2 争論に現われた土地所持の論理

2.2.1 永代支配の困難さ

2.2.2 永代支配を確立しようとする金主の対応

3 村法と土地所持慣行

むすびにかえて

はじめに

小稿は、近世中期以降の、福岡藩領農村における慣行的な土地所持のあり方と、土地集積者がその実態を解体してゆく過程を明らかにすることを目的としている。史料としては、福岡藩領西部の怡土郡井原村で大庄屋・庄屋を勤めた三苦家の文書⁽¹⁾を主として利用した。

「生ける法」とよばれる、農民の慣行的な土地所持の実態については、戦前の段階から小野武夫氏・末広巖太郎氏⁽²⁾などが指摘し、小早川欣吾氏の『日本担保法史序説』⁽³⁾も、そうした問題を考えるための豊富な材料を提供していた。しかし、戦後の研究は、大石慎三郎氏や藤原明久氏がおこなった制定法面からの優れた研究⁽⁴⁾、

あるいは家と土地との結び付きを指摘する研究などを生んだものの⁽⁵⁾、全体としては、慣行的な土地所持の具体的な像を提示するまでにはいたらなかった。

そうしたなかで、多様な土地所持の実態に早くから着目していたのが丹羽邦男氏であった。丹羽氏は、地租改正の過程で問題となってくる多様な慣行から研究を進め、近世社会における土地所持は、家の土地・村の土地としての所持であり、近代的土地所有権の確立をめざす地租改正、それにとまなう法体系の整備が慣行の解体を進め、商品としての土地という観念と実態を作り出したと指摘した⁽⁶⁾。また、近世社会における地主小作関係の具体的な姿については、竹安繁治氏の畿内の小作慣行に関する詳細な研究が現れた⁽⁷⁾。その後、百姓一揆・村方騒動の研究が進むなかで、戦国時代の土地と人との結び付きを指摘した勝俣鎮夫氏の「地発と徳政一揆」⁽⁸⁾をひとつの手がかりとしながら、近世村落における慣行的な土地所持の実態に関する研究が急速に進んでいった⁽⁹⁾。そして、現在の時点では、丹羽邦男氏、白川部達夫氏⁽¹⁰⁾、渡邊尚志氏⁽¹¹⁾らの研究によって、村がもっている村の耕地にたいする規制力・村法・百姓株と受戻し慣行といった、問題の基本的な枠組・論点はほぼ整理されたと考えてよい段階にきている⁽¹²⁾。

小稿はそうした先行研究の枠を出るものでは

ないが、福岡藩領における慣行的な土地所持の実態と、それを解体しようとする動きをできるだけ具体的に描き、近世後期における耕地の所持権をめぐる変化を描き出すことに努めた。地租改正によって近代的土地所有権が確立する以前に、「村の土地」という実態を解体し、耕地にたいする権利を確立しようとする動きが少しずつ進んでおり、その過程で制定法を村の中へ引き込もうとする動きが出てくることを描こうとしたのである。また、争論史料がもつ偏りを避けるため、書簡・経営帳簿などをできるだけ利用することにも心がけたつもりである。

以下本論では、まず最初に土地移動の根拠として利用される証文・名寄帳の機能を検討したうえで、争論に現れる所持慣行と、村法の機能について検討する。なお、本文中では耕地を質入・永代売する側をしめす用語として「地主」を、質に取る、あるいは買い取る側をしめす用語として「金主」を使用する。

1 証文・名寄帳の機能

1.1 証文

一般に土地証文は題書、対象となる土地の小字名・地目・反別・石高、元本、利子ないし小作料、年季、流地文言、受戻し文言などの要素を含んでいる。ここでは題書と流地文言が、文言通りの機能をはたしていたか否かを検討する。すなわち、永代証文、あるいは流地文言を含む質地証文が金主の手元に残されていることが、ただちに土地の所持権が移動したことを示す根拠となりうるかを検討する。結論から先に述べれば、検討の結果は、必ずしもそのような判断はできないことを示している。

元治元年4月、鞍手郡木月村左平は、遠賀・

鞍手両郡の郡代役所へ宛てて、土地受戻しの裁定を願う口上書を差し出した⁽¹³⁾。

この口上書からは、(1)永代証文を作成したものの、元本を返済すればいつでも田地を戻すという約定を同時におこなっていたこと、(2)金主は一族のものであること、(3)第三者が土地の売り替えを申し入れた際にも、「何時も私入用之節ハ可指返」く「返扱」を渡すという条件を提示していたこと、(4)受戻しの約定をなし、かつ、金主は一族のものであったにもかかわらず、土地の受戻しが最終的には拒否されたこと、以上4点を知ることができる。

ここではさしあたり、永代証文を作成したとしても、それは永代に譲渡されたことの根拠となるものではなく、元本を返済すればいつでも土地を受戻すことは可能だと地主は考えていた点、一族のみならず、一族以外との土地契約においても、土地の受戻しが地主へ申し入れられている点に注目しておきたい。

同様の事例は、地租改正が終了した直後においても発生している。明治9年6月に、鞍手郡木月村安本六右衛門が、福岡県令渡辺清宛てに出した土地受戻し一件の吟味願⁽¹⁴⁾にも、(1)地主は返扱を要求したが、金主は返扱を出さず、名寄帳上の掛紙で返扱の機能を代替させていること、(2)金主はその約定にもかかわらず、土地の受戻しを拒否するという、先の事例と同じような特徴をみることができる。

以上の2つの事例から明らかになるのは、訴訟の結果は別として、永代証文がかならずしも土地の所持権を完全に譲渡したことを保証するものではなかったことである。地主の側には受戻し文言のない永代証文を作成したとしても、土地の受戻しを保証する返扱などによって、受戻しの権利を留保しようとする動きが共通して

みられ、しかも、地主は、そうした方式で留保した受戻し権を、土地返還の訴訟を起こす正当な根拠として認識していた。ただし、以上の事例は同一金主にかかわる訴訟文書であるため、ここから受戻し権の存在を一般化することはむずかしい。しかも、訴訟文書であるために、地主の主張にそって論理を構成し、場合によっては事実を歪曲している可能性も十分にある。

しかし、訴訟文書とはまったく性格を異にする、日常の記録である経営帳簿のなかにも同様の事例が存在する。怡土郡井原村三苦家に残された宝暦から文化にかけての差引帳3冊〔3210～2〕は、おもに米銭の貸借を記録した帳簿である。そのなかに、土地を対象とした米銭の支出、すなわち、土地の永代売・質入の記録がある。そのなかから代表的な事例を抜き出したのが、史料1である。

史料1

(ア)「波多江村徳応寺田地永代ニ取申事」

永代米二十五俵 秋米立五俵ノ下作
ニ付候由

(定米)
五俵

 内

 四斗八合 物成

 三俵二斗五升二合 余米也
 右ハ永代取田地
 (中 略)
 右請季相済

(イ)「三坂久市田地質ニ召取証文之事」

質代錢七百目
 (中 略)
 定下作三十二俵一斗六升五合
 内

五俵二歩五厘

余米之分、下作人此方
 へ直ニ受取申分

二十七俵八升二合五勺

御年貢上納引残りハ田
 主久市受取分

(中 略)

右ハ永代証文ニ仕替ヘル

(中 略)

(天明8年)
 右天八申ノ十二月請季相済也

(ウ)「高来寺村与次郎申ノ春宇田川原村抱

田地取候代米取替申覚」

(元本)
 米十俵 永代状

余米一俵一斗六升五合

(中 略)

丑ノ年余米未進

右田地質ノ春受取、定下作ニ付ル

右ノ田、巳ノ暮請季本納受取申事相済、
 証文二枚高来寺与次郎ニ相渡ス

(ア)は「永代」の題書を持ち、25俵の代米で田畠9畝16歩を永代に売り渡し、同時に定米(年貢+余米)5俵で直小作した事例である。常識的に理解すれば、永代証文を作成し、一旦所持権を譲渡した上で小作をおこなっていたことになる。しかし、そのように理解するには、2つの難点がある。第一は、定米中の余米量が、元本25俵に当時の一般的利子率(1割5歩)⁽¹⁵⁾を乗じて算出される利子にほぼ近似していること、第二に、末尾に「右請季相済」とあるように、永代であったにもかかわらず、受戻された点である。

(イ)は元本700目で田地7反2畝12歩を質入れし、金主がその土地を別小作につけた事例である。ここでの余米5俵2歩5厘は、米1俵の

価格が20目であるとして換算した元本に相当する米高35俵に、当時の一般的利子率(1割5歩)を乗じた利子であった。また、定米中の年貢部分27俵8升2合5勺から年貢を上納して余りがでた場合には、それを小作人から地主へ戻すことになっていた。金主の取り分が、利子率によって明確に規定されていたことをこの事例は示している。しかも、途中で質証文から永代証文へと証文が書き改められて、常識的には金主へ所持権が移動したと考えられるのだが、実際には永代証文に書き換えたのちに、地主はこの土地を受け戻している。

(ウ)は元本米10俵で永代証文を作成した事例である。当初、地主は元本の1割5歩にあたる余米1俵1斗6升5合(1.5俵)で直小作していた。しかし、6年後に余米を未進したために、

金主が土地を受け取り、史料の用語にしたがえば「定下作」に付けた。余米を未進した時点で、土地の所持権が移転したと理解するのが常識であろう。しかし、実際には(イ)の事例と同じく、その4年後に負債を返済することによって、地主は土地を受戻している。

以上の例をみるかぎりでは、(1)永代証文を作成した土地を直小作して、余米を未進し、土地が金主の手に一旦渡ったとしても、受戻は可能であること、(2)受戻し権が留保されている場合、金主の取り分は利子率によって規定されており、金主の実際の収取内容は、永代売も質入れも実質的には差がなかったことになる。表1は三苦家が高祖・大門・三雲の近隣3ヵ村に所持していた永代地・質地の書き上げを整理したものである。永代地に受戻し条件がついて

村名	人名	種別	元本		余米銭	
			米	銭	米	銭
高祖	又吉	質	20俵	150目	3 俵	27匁
	善藏	永代銀		400目	4 俵	
	惣市	永代	20俵	200目	5 俵	
	久次	質	35俵	120目	6.5 俵	
	次作	質		100目	1 俵	
	藤吉	1割5歩付		100目		15匁
	藤吉	1割5歩付		120目		18匁
	惣平	質		100目	1 俵	
	惣七・又吉 百姓5名	質 書入1割5歩付		60目 250目		10匁 37匁5分
大門	武兵衛	永代	28俵	400目	8 俵	
	新三郎	質・1割5歩付	4俵		0.6 俵	
三雲	弥助	質・1割5歩付	46俵230		7 俵	
	甚兵衛	質	30俵		4.2 俵	
	弥三太	質	15俵		2.25俵	
	幸藏	質	10俵		1.5 俵	
	貞吉	質	20俵	140目	3 俵	21匁
	伝四郎	質	15俵		2.25俵	

表1 高祖・大門・三雲3ヵ村三苦家所持田地 [244] より作成

いたかどうかは不明であるが、永代地からも余米を徴収しており、元本に対する余米の比率は、永代地・質地の区別にかかわらず、元本100目に余米1俵、元米に対してはその1割5歩と一定であった。

先にふれた訴訟にかかわる史料や、こうした経営史料からは、永代証文・質証文という証文形式の違いが、土地の上に設定された具体的な権利関係をそのまま反映するものでなかったこと、近世後期においても土地の受戻し慣行が機能していた事実が浮かびあがってくる。三苦家の帳簿には「返扱出置」あるいは「受季済」といった文言を多くみることができるし、隣郡志摩郡志登村中村家の「土地集積」にかんする記録をみても、受戻し権を設定した契約が多い⁽¹⁶⁾。

しかも、こうした受戻し権の存在は、局地的な特殊な慣行ではなく、少なくとも福岡藩領においては一般的なものであったことを、次に紹介する慶応元年9月の藩の法令が証明している⁽¹⁷⁾。

史料2

(前略)

- ①一 分家譲渡を初、永代売田畠上中下之位・ホノケ・畝高、名寄帳面通廉別証文ニ相記、証人・請人相立加判、其村庄屋奥書致印形、双方立合庄屋元名寄帳面直シ可申事
- ②一 質地十二ヶ年限りたるへく候、右年限明より三ヶ年之内請返可申候、都合十五ヶ年越候分ハ可為流永代、自然出入筋於有之ハ、満年より三ヶ月之内可訴出候、尤質地証文面ハ前条ニ準シ候事

但、質入之義極年数方内場ニ取極候儀勝

手次第二候、尤受返ハ本文同様質年限明方三ヶ年限ニ可相極候、右証文面ニ年限可相記候、尤名寄帳面双方掛紙いたし、其訳相記可申事

(中略)

- ③一 引当借之地、証文ニ庄屋聞届奥印いたし、名寄帳除加いたし候儀不相成候、其訳名寄帳ニ致附札可申候事

但、返済不致出来、引当地相渡候節ハ、双方申合次第質入又ハ永代売証文ニ仕替可申事

(中略)

- ④一 質地或は永代売渡証文ニ、代料出来次第幾年過候共可受返旨之書面有之、又ハ買請候もの方証書相渡居候儀有之と相聞候、向後右等之証文堅令停止候、尤是迄取斗居候分、三十ヶ年以前之分ハ当年方五ヶ年目来ル巳冬、二十九ヶ年以後之分は当年二ヶ年目卯冬証文面通を以請返可申候、右年限越候へハ受返不相成候事

但、百年越居候分ハ全証文面ニ不拘、其所之時相場を以、来寅年中請返可申候、尤右年限越候得ハ請返不相成候事

(後略)

この法令は、慶応元年9月に、表粕屋・裏粕屋・宗像の3郡を統括する郡役所から3郡を対象に公布された法令である。その基調は、制定法としての土地法制を整備し、近代的土地所有権に近似した土地所持を実現することにあつた。それにもかかわらず、この法令は受戻しの慣行を完全に無視することはできなかった。それだけ受戻し慣行が根強く生きていたからである。しかも、④項目の但し書では、100年を経過した契約についてさえも、一定の制限付きではある

が、受戻しを認めている点に注目しておきたい。たとえ取得後何年を経過しようとも、受戻し権が留保されているかぎり、金主にとってその土地は本来の所持地とはなりえなかったのである。

以上の事実から、福岡藩領においては永代証文・質証文を、土地所持権の移動にかんしては文言通りに理解することはできず、受戻しの慣行が根強く、広範に成立していたために、土地の所持権の移動がさほど簡単には生じていなかったことは、ほぼ明らかであろう。

したがって、証文と、土地にかんする実際の権利関係の間には、一定の「ずれ」が存在していたことになる。証文は、対象となった土地にかんする記述、元本、利子ないし小作料、年季、受戻し条件については実態を反映し、地主の土地にたいする権利と、金主の元本と収取権を保護するものであった。しかし、永代・質の区別、流地文言といった金主の土地に対する権利を保護する部分は、かならずしも実態に即応したものではなかった。そのことは、とりもなおさず、実際の土地所持慣行と直接の関連をもつことなく、これらの文言が証文へ記入されていたことを意味している。証文の文言と、土地に対する実際の権利関係との間には、金主の土地に対する権利についてのみ「ずれ」が存在していたのである⁽¹⁸⁾。

したがって、金主の手元に残された個々の永代証文・質証文から、直接に土地そのものの移動を推定することは、金主の土地に対する権利を過大に評価する結果となる。受戻しが、受戻し文言を含む証文・返拠といった文書を根拠としてのみ可能であったと考えた場合でも、金主の手元に、本証文、地主から引き上げた返拠、あるいは、上銭・追銭と呼ばれる追加的給付の受取がなければ、土地の所持件が移転したと判

断することはできない。しかも、受戻し文言のない証文を作成した場合、あるいは返拠を金主が出していない場合でも、受戻しがおこなわれていたことは十分に考えられるのである⁽¹⁹⁾。

1.2 名寄帳

次に、福岡藩領で、名寄帳が土地の所持権を保護する登記簿的役割をはたしていたか否かを検討してみよう。ここでも結論を先に述べれば、名寄帳は本来そうした効力をもつものではなかったが、18世紀末から公的には登記簿として位置づけられるようになったことが明らかになる。

たしかに、これまで紹介してきた史料によるかぎりでは、名寄帳が登記簿としての役割をはたしていたことは確実であるようにみえる。史料2の①から③においては、譲渡・永代売の場合には名寄帳の記載を変更し、質入れの場合は「名寄帳面双方掛紙いたし、其訳相記し」、書入の場合には加除することなく「付札」を付すといった具合に、証文の形式に応じて名寄帳上の変更様式を区別しており、名寄帳は所持権の移転を正確に反映するものとして規定されていた。また、土地の受戻し争論に際しては、金主は名寄帳上の名義変更を受戻しを拒否する根拠として主張していた。これらの事実によるかぎりでは、名寄帳が登記簿的役割をはたしていたと判断せざるをえないことになる。

しかし、最初から名寄帳が登記簿的な役割をもっていたわけではないことも、また事実である。先述した三苦文書のなかに史料3 [2346]がある。

史料3

井田村質田地不残此方抱名寄へ立候様ニ書
抜遣候処、同村組頭善次同村庄屋方ニ為使ニ

月四日被参候て申は、井田村庄蔵と申者、大門弥次兵衛殿方ニ参候て窺候処、質田其者受持之分ハ、やはり質置主名寄ニ置候様ニ被仰候通申参由、両触相違いたし候段間ニ参、此方方申候ハ、大門触之儀ニ候間、やはり弥次兵衛殿才判之通ニ被致候様ニ、組頭善次ニ申遣ス

明和6年の時点で、三苦家が大庄屋として支配する地域（井原触）では、実態は書入に等しい質地が、名義を変更して、金主の名寄に入れられるのにたいし、隣接する大庄屋の支配地域（大門触）では質入直小作している場合には地主の名寄にそのままおいておくことが慣行となっていた。名寄帳上の名義変更基準そのものが、大庄屋の支配単位（触）ごとに異なっていた事実を史料3は示している。しかも、名義が変更された質地の大部分は、おそらく、金主の権利が質入元本の利子を取得する権利にすぎない土地である。そうした質地についても名義を変更した名寄帳が、土地の所持権を保証する根拠をなりえたのか、また、大庄屋の支配地域ごとに名義変更基準が異なる名寄帳が、土地の所持権という一般的な権利を保護する効力をもちえたかという点は、はなはだ疑問とせざるをえない。また、たとえば、名寄帳上の名義変更を史料2の規定どおり、証文の形式にしたがっておこなったとすれば、完全な所持権の移転の場合も、質入に際して永代証文を作成した場合も、永代証文という証文の形式にもとづいて、同一基準で名義変更をおこなうことになり、金主の土地にたいする権利の正確な内容は、名寄帳上では区別することができなくなるのである。この段階の名寄帳は、地域によっては登記簿的な役割をもち始めているものの、いまだ過渡的な段階

にあったと思われる。

福岡藩が、登記簿的な役割をもつ公簿として名寄帳を位置付けるようになったのは、明和8年から9年にかけて藩が実施した名寄帳の改訂からであった。明和9年までの名寄帳は形態・記載様式ともに統一性がなく、あくまでも村方の帳簿であり、藩との関係では公的な文書としての性格はなかった。それにたいして、明和9年の名寄帳は、藩が藩領全域で統一的に作成した、公的な台帳であった。末尾には、郡奉行の奥判と名寄帳の取り扱い規程である「定書」があり、これ以後の名寄帳は、基本的にこの体裁を踏襲している。福岡藩は、明和8年に定免制を採用し、村ごとの年貢負担量を確定するための軸帳を作成して、收取体系の整備をおこなっていた。名寄帳の統一的作成も、その一環であった。この段階で、軸帳・名寄帳・徳割帳を厳密に突き合わせ、これまで表面的な数字合わせで処理されてきた年貢にかかわる台帳の数字と実態の間のずれを、できるだけ小さくしようとしたのである。その名寄帳の末尾にある定書は、次のような定書を含んでいた。

史料4

- 一 畝替畝隠ハ勿論、不願出上中下之位を畝替、或ハ高を盛替之儀重御法度ニ候事
- 一 他人ハ不及申、親類たり共田畠譲渡候ハ、証人相立、庄屋・組頭・証人共双方証文奥書致印形、日数十日を限庄屋元立合此帳面直置、三ヶ年廻役所庄屋持出、役所帳面相改可申候事
付り、質入田畠ハ名寄帳ニ当時致付紙、双方印形取置可申候事
- 一 田畠他領売渡、又ハ質ニ出、下作附候儀堅禁制之事

右堅可相守者也

福岡藩は、この定書によって、名寄帳に土地移動にともなう名義の変更を反映する台帳としての役割をもたせたようとしたのである。

とはいっても、明和9年の名寄帳が、ただちに登記簿的な役割をはたしはじめたわけではない。三苦文書には、天明元年まで使用したことを明記した明和9年名寄帳3冊が残っている[2722~4]。この名寄帳を使用していた期間にも、土地の「移動」が生じていたことは、同文書に含まれる土地証文だけをみても明らかだ。それにもかかわらず、この名寄帳には、名義を変更したことを示す貼紙は一枚もない。このことは、村のレベルでは、明和9年名寄帳の定書をかみならずも遵守しなかったことを示している⁽²⁰⁾。しかし、制度的には名寄帳が登記簿的役割をはたす条件は整えられたわけで、あとはいつ、誰がそのシステムを利用しはじめるかだけの問題であった。19世紀に入ると名寄帳が貼紙・付箋で膨れあがり、登記簿的性格を示しはじめる。その出発点として、明和9年は重要な転換点であったといえる。

ただし、より根本的には、受戻し慣行が機能しているかぎり、永代売・質流をつうじて取得した土地の所持権は安定せず、名寄帳の登記簿としての役割も確立しない。慶応元年の法令(史料2)が、名寄帳上の名義変更の手続きと、受戻し慣行の廃止を同時に規定している点は、その意味からも注目しておかなければならない。

2 争論文書にみる土地所持慣行

以上、福岡藩領においては受戻しの慣行が根強く残っていたために、証文・名寄帳が、かな

らずしも土地にたいする現実の権利関係をそのまま反映するものではなかったことを明らかにしてきた。表面的には土地が移動したかのごとくみえる場合にも、地主が受戻しの権利を留保している場合がしばしばあるというのが、当時の土地所持の一つの実態であった。こうした前提をおいた上で、受戻しの慣行は具体的にはどのような構造をもつものであったのか、次にその点を検討しよう。

2.1 2つの土地受戻し争論の経緯

ここでは、2つの土地争論の具体例を紹介する。史料としては、筑前国怡土郡で発生した土地受戻しをめぐる争論の関連文書を使用する。先にも述べたように、争論史料は、それぞれの立場での主張を補強するために作る文書であるから、一定のバイアスがかかるのが普通だ。したがって、史料としての利用には、相応の配慮が必要となる。しかし、ここでは、大庄屋でもある金主と、近隣の大庄屋・庄屋との間で交わされた書簡も史料として利用するので、ほぼ実態に近い情報をえることができると考える。

第一例は、宝暦13年の永代売田地(返扱付き)をめぐる30年余り続いた争論[248・263・268・1162・1246・2078他]、第二例は、同じく宝暦13年の永代売田地をめぐる70年続いた争論である[141・1236~9・1587・2019~33]。以下、事例の概要を紹介する。

[第一例]

宝暦13年、大門村武兵衛は永代証文(返扱付)を作成して小深田4反8畝を売渡し、一族と思われる高来寺村与次郎が余米8俵で小作していた。しかし、明和3年から同5年にかけて余米を滞納したため、金主は明和5年3月に再請季を認めない旨を地主へ通告し、明和6年から大

門村の吉次へ下作をおこなわせた。この時点で、三苦家は返抛の返還を武兵衛に要求している。しかし、そこで受戻しの可能性が消えてしまったわけではなかった。同年11月に三苦家は、滞納した余米の元利を返済すれば、元通り15年の永代とし、返済できなければ同年暮で「永々代」にするとの条件を武兵衛へ提示している。武兵衛がこの申出にどう対応したかは不明である。

明和7年春になると、大門触4カ村及び井原触2カ村が、他村へ売渡した田畠および質入れ田畠の20年賦受戻し仕組を郡役所へ願い出た。明和8年2月、武兵衛はこうした動きと連動するかたちで、滞納分余米の利子容赦を求め、元本を分割納付することで三苦家と合意した。翌日、武兵衛は吉次が小作している小深田の下作をおこないたいとさらに申し入れた。三苦家は滞納した余米を年内に返済すれば、来春より小作を認める旨を伝え、地主の申し出を拒否した。その数日後に地主が小深田の耕作を強行したため、三苦家は大庄屋・庄屋・証人へ地主への説得を依頼すると同時に、出訴の準備を進めた。結局、同年4月に地主が誤り書物を出して、小作を請け負っていた吉次へ小深田を戻し、この一件は決着をみたくに思われた。

しかし、翌安永元年に「村出入等も差留」られたため、小作を続けることはできないとして、吉次は小作を放棄し、地主が同年から再度小作することになる。ところが、安永4年からふたたび余米の滞納が始まり、安永7年に三苦家は翌年から自作すると通告。これにたいし、武兵衛は小深田の受戻しを申し入れ、拒絶されると郡役所へ受戻しを認めるよう出訴したが、郡役所はこれを認めなかった。

それから24年を経過した享和2年1月、大門村が願い出た返抛田地・質入田地の受戻し仕組

に付随して、武兵衛子孫と思われる泊右衛門が小深田の受戻しを大門村庄屋へ願い出た。三苦家はこれを拒否したため、泊右衛門は郡役所へ出訴した。郡役所は、泊右衛門が貧窮であることを理由に請季を認めるよう三苦家に再考を促したが、三苦家はこれを拒否し、結局受戻しは認められなかったと推定される。

結局、44年後の弘化3年になって、武兵衛子孫と思われる岸原弥蔵が130両で小深田を「貰返し」、小深田の争論は決着する。

[第2例]

宝暦13年12月、池田村田主4名が連名で永代証文・下作請合書物を作成して、直小作を開始した。このうち、半四郎・幸次郎分田地は、余米を滞納したため、明和7年1月に「永々代引上」となった。ところがこの田地は、地主が三代以前に返抛を出して入手した土地であったため、安永3年に「元地主」が受戻しを請求し、おそらく三苦家が受戻しを拒否したため、元地主が郡役所へ口上書を出した。郡役所は、この件を処理するために、享保飢饉以前に永代売・質入した田地の受戻しがどのようにおこなわれているか、大庄屋へ受戻し慣行の調査を命じた。結果としては、「大變切に請季を認めず」という池田村の「村法」にしたがって、請季は認められなかったものと推定される。

「永々代」となってから54年後の文政6年に、三苦家が池田村要吉が高入下作していた半四郎・幸次郎分田地の自作を決定し、庄屋へは名寄帳に「拙者名前一名相立」るよう要請した。これにたいして、要吉は受戻し（請季）を願い出たが、三苦家は「永々代」であることを理由に拒否。その年から天保3年まで、要吉は余米を滞納した。三苦家は、文政13年まで連年にわたって要吉へ余米の支払いを催促し、庄屋へも

名寄帳上の名義変更（「高入」）を要求にもかかわらず、事態は膠着したまま推移した。最終的には、天保4年になって、宝暦13年の元本および天保3年までの余米滞納分を返済して、要吉が土地を受戻した。

2.2 争論に現われた土地所持の論理

右に紹介した二例の土地争論は、三苦家と他の大庄屋支配の村との間で生じた受戻し争論である点、又争論発生の時期が共通しており、史料相互の関連性が高いと考えるので、以下では、二つの争論に見られる基本的な論点を整理した上で、それらを総合することによって、土地所持の実態を再構成してゆくこととしたい。

2.2.1 永代支配の困難さ

二つの事例に共通する現象として、永代証文を作成し、地主が債務を履行しなかったとしても、それが金主の土地に対する権利を安定させるわけではなかったことをまずあげなければならない。

関連史料のなかで、三苦家は「永代支配」・「私抱田地」であることを繰り返し強調している。また、享和2年の段階で、大門村の庄屋も、「指引方之儀ニ付てハ千万請季之儀申次第無御座」[266]と述べ、事例1のような場合には、「永代」となることもやむをえないとの理解をもっていた。それにもかかわらず、金主が、長期にわたって小作料を滞納した地主を交代させる、あるいは小作地を引き上げて、自作することは容易に実現できることではなかった。そして、「永々代」となってから第1例の場合は77年、第2例の場合には63年を経過してから、いずれも最初に証文を作成した人物の子孫が、土地を受戻しているのである。

このように金主の権利が安定しなかった理由、すなわち受戻し慣行が根強く機能し続けた理由のひとつは、耕地の移動に対して村の規制力が働いていた点にある。村の規制力は、その土地を長期にわたって所持してきた農民の権利を原則として保護する方向で働いていた。第1例で大門村の吉次が三苦家の指示を受けて武兵衛田地を小作した際に、「村出入等も差留」られて村八分にあい、小作を放棄せざるをえなくなった事実が、その点を明確に示している。

しかも、その原因は、「本主」である地主が希望したにもかかわらず、その耕作権を吉次が奪った点にだけあったわけではない。地主が小深田の耕作を強行したために小作地を失った吉次は、地主武兵衛の耕地1反8畝を、小深田の代りに小作することになったのである[240]。その土地が質に入っていたか否かはわからないが、いずれにしろこの事実は、地主は別の耕地を提供してでも小深田を耕作しようとしており、耕作強行の目的が小作地の確保だけでなく、余米の滞納によって金主の権利が強まりつつある耕地を耕作することにあったことを示唆している。そして、吉次が金主の主張に沿った郡役所宛の口上書を作成し、地主が耕作を放棄せざるをえなくなったこと、つまり、他村の金主の権利強化に吉次が手を貸したことが、村八分発動の最大の原因であったと考える。

村外へ耕地が流出することを避けようとする村の動きは、村を単位とした他村流出田地の受戻し仕組に、より具体的に現れている。明和7年に、大門村および近隣の村々が他村へ質入・永代売した田地の受戻し仕組を願い出た事例にみられるように、村を単位とする他村へ流出した土地の受戻し仕組願は、18世紀半ば以降、福岡藩領全域で頻繁に提出されていた。それは、

村としての規制力が及ばない他村へ土地が流出することは、年貢・諸役の賦課単位としての村を維持してゆくためには、避けるべき事態であったからである。

一般に土地を質に取る、あるいは「永代」に買い取る場合、金主は条件のよい土地、すなわち、総収量から年貢を差し引いた残りの米量が多い土地を選択する。そのため、水利条件・土壌条件の悪い土地、あるいは、年貢を差し引いた残りの米量が少ない土地、いわゆる「悪田」が村の耕地に占める比率が高くなる。その結果、村の再生産条件が質的に悪化して、村を構成する個別の家の経営が不安定化し、倒百姓の発生→手余地・荒地の発生→村総作・荒地年貢の負担などの負担増加→倒百姓の発生という悪循環が発生する。そのような事態を避けるために、村は他村へ流出した耕地の受戻し仕組をしばしば願い出、藩も時にこれを認めたのである。受戻した耕地を含め、村の土地を村の労働力だけで耕作したとは考えないが、他村からの受戻しによって、条件の良い耕地を確保し、他村の農民がもっていた債権を破棄することができたのである。

個別の家の存続という点からみれば、たしかに村内における土地の移動も同じ問題を生む。しかし、村内における土地移動は、主として家の系譜、あるいは親方－子方関係に沿って発生するため、村外への移動とはかなり異なった性格をもっている。しかも、村内の土地移動であれば、それは村内の慣行ないしは社会的圧力で、その影響を軽減することもできる。しかしながら、土地が村外へ移動した場合には、そのような圧力をかけることは難しい。それゆえに、村外へ土地が移動することにたいしては、村として、より強い規制をかけたものと思われる。

このような村の規制力は、土地争論への庄屋の対応にも具体的に読み取ることができる。庄屋は、土地証文への奥判・名寄帳の管理などを通じて、村内の土地に設定された権利関係を掌握し、「生きた土地台帳」としての役割をもっていた。事例1では、地主が返抛の返還要求に応じないため、金主は返抛返還を要求するにいたった経緯を文書にして地主が居住する村の庄屋に送り、引き継ぎ文書として保管するよう要請している。庄屋がそうした役割をもつゆえに、庄屋の判断によって、土地移動にさまざまな規制が加わる場合もあった。事例2の場合には、金主が「御法之通」名義変更の措置を取るようにと数年にわたり要請したにもかかわらず、庄屋は名寄帳上の名義を変更しなかったのである。文政6年から、すくなくとも文政10年まで、金主は名寄帳上の名義変更を要求し続けている。これにたいし庄屋は、地主が納得しないこと、組合村庄屋中の評議でも決着がつかなかったことなどを理由として、名義変更を実質上は拒否していた。金主から庄屋へ宛てた書状にみられる「根元御村方之御田地・御役判之御証文之御儀ニ御座候へハ、無抛御才判奉願上候」[2020]という文言は、庄屋が壁となって名寄帳上の名義を確立できない金主の姿が端的に現れている⁽²¹⁾。

土地に対する権利が確立しない第二の要因は、金主の目的が基本的には投資対象としての土地の確保にあり、その土地を耕作する能力を必ずしももっていなかった点にある。この点について明証を示すことができないが、耕作の事実こそが耕地にたいする権利を保証するもっとも強い力をもったのではないかと筆者は考えている。その理由は以下のとおりである。

事例1で金主が村の抵抗に逢い、小作人を見

つけることができず、再び地主を小作人とせざるをえなかった背景には、耕地が金主の村から遠く、経営面積をこれ以上広げることも難しいという金主側の事情があった[1172]。もし居村に近い耕地であれば、金主は自作することで事態の解決を図ったであろう。明和7～安永4年・天明4年～文政3年までの期間、三苦家が自作した水田の変化を追ってみると、寛政9年までは、手作地2町～2町5反のうち連年自作している水田は、約1町4反ほどであった。残りの5反から1町程度の自作地は、小作から引き上げた水田であり、通常は1年、長くとも3～4年自作したあと、再び小作に出されていた[2543]。具体的には、安永7年から寛政8年までに74俵余の余米が累積した隣村三雲村の耕地を、寛政9年に名寄帳の名義を変更して「高入」し、翌年春から4年間自作したあと、別小作とした例がある[1013等]。このように質・永代の耕地を引き上げた際に一時的に自作する目的のひとつは、耕地の正確な収量を把握することにあっただろう。しかし、それだけでなく、引き上げた耕地を耕作したという事実を作ることも、自作する目的となっていたと考えられる。事例1で、面積としてはたしかに小さいにせよ、代替地を吉次へ後日提供してでも、地主が小深田の作付を強行したのも、おなじ耕作の事実を重視する論理によるものであったと思われる。

2.2.2 永代支配を確立しようとする金主の対応

以上のような要因を考えただけでも、金主が村外の耕地にたいする権利を確立することが難しかったことは理解できよう。これにたいして、金主は自らの権利を確立するための積極的な動きを示していた。事例1・事例2の争論は、実

は、そのような金主の対応を示すひとつの事例でもある。

三苦家の「土地集積」の経過をみると、村内での土地集積は享保期にピークがあり、宝暦7年以降は他村へと「土地集積」の対象が拡大してゆく。しかし、表2にみられるように、他村における質・永代地は受戻されて、少なくとも19世紀初頭の段階までは安定することがなかった。その中で、第1例の大門村・第2例の池田村は、比較的長期にわたって小作地が存続した例外をなしている。そのことはけっして偶然ではなく、権利を確立するために慣行を変えようとする三苦家のいわば戦略的な行動が、そのような結果を生んでいたと考えられる。大門・池田両村が、隣接する大庄屋の支配単位(触)に属する村であって、自らが大庄屋を勤める触に属する村でないことも、また、偶然ではないだろう。いささか因果論めくが、事例1・2に関する主要な文書が、それぞれ「明和八年卯ノ年又六田地願 一卷入」・「享和二年古深田証文入写共」、「池田村田地要吉掛合控」・「文政六年未申十月池田村分田地之儀掛合一件」としてまとめられていること、この二つの争論が、残存する多数の文書の中でも、土地争論の主要な論点をもっとも明確に示す史料となっていることも、そうした金主の姿勢の反映だとみてよい。

事例1で享和2年に泊右衛門が受戻しを願い出、郡役所も受戻しを認めるように三苦家へ再考をうながした際の三苦家の回答は次のようなものであった[267]。

史料5

(前略) 御法筋を以被為仰付候御儀ハ、勿論一言可申上様無御座候得共、私ハ納得仕、右田地此節指返候儀ハ何分ニも難仕奉存候、

近世村落と土地所持慣行

村名		天明八	天明九	寛政五	享和二	文政四
井原	田数 畠数 作人	9町32畝(3)歩 0.35(25) 51	9町34(12) 0.34(25) 49	10町11(26) 0.55(20) 54	11町54(12)* 1町96(18) 55	10町64(19) 0.12 62
三雲		2町20(25) 0.02(12) 11	2町13(26) 0.02(12) 11		2町27(17) 0.21(9) 11	1町94(24) 0.18(6) 10
高祖		0.64(26) 5	0.67(6) 5	0.67(6) 4	0.07(27) 2	2
三坂		1町43(16) (3) 6		1町89(19) (3) 9	0.67(2) 3	4
前原		1町21 0.44(12) 8	1町22(10) 0.99 10	1町85(9) 0.94(28) 13		
井田		0.33(28) 3	0.34 3	0.12(2) 2		
波多江		0.36(5) 2				
大門		0.52(23) 3	0.51(10) 3	0.61(23) 3	0.52(26) 2	
池田		0.20(28) 1	0.16(28) 2	0.05(28) 1	0.05(28) 1	
高上		1				
末永		0.03(26) 1		0.03(26) 1		
瑞梅寺				1		
雷山		0.51(15) 4		0.51(15) 4		
山北			1	1		

表2 三苦家をもつ小作地面積・小作人数の推移

註 *……自作分を含む。[2569～72, 2575] より作成

将又人説よろしかる間敷候様ニ被仰付候得共、此節双方御役人方奥書をも請、口上書指上置申候上ハ、利・不利之無差別、貧窮之者故と対役家田地指返候ハ、最初ハ不利不道之儀をも申掛置候歟之様ニも却て人説悪敷可有御座奉存候、尤人説ニカゝわり候て申上候次第ハ無御座、田地売買仕来候通ニて少も邪之儀不仕候ハ、協方相障候筋合も有御座間敷奉存候（以下略）

郡役所は地域社会における評判を理由に、田地受戻しを斡旋しようとしたのにたいし、三苦家は、それが「御法筋」であれば受け入れざるをえないが、そうでない限りは受戻しを認めない、田地を売買しただけであり、社会的な非難を受けるようなことは何もないとして、これを受け入れなかったのである。つまり、たとえ郡役所の斡旋であっても、三苦家はそれを「御法筋」とは認めていない。この点に、村の規制力が慣行として働いているのにたいし、「御法筋」（＝制定法）に依拠してこれに対抗しようとする姿勢が明確に出ている。金主も、地主も、なんらかの形で耕地にたいする具体的な影響力を行使しておかなければ、権利を確立することができない状況の中で、金主は制定法を村の中へもち込んでこの状況を克服しようとしていたのである。証文の題書・名寄帳上の名義の重視は、そうした姿勢の一端を示すものであった。

もうひとつの対応は、他村の農民を小作人として親方―子方関係の中に組み込み、村の規制力を回避することであった。この点についても明証を示すことができないが、事例1の三苦家と吉次との関係が、まさにそうした対応を示していると、筆者は考えている。金主が提出した口上書は、吉次を近年出精し百姓となった農民

で、小作に依存する「軽き者」として描いており [248]、大門触大庄屋宛の書簡では、小作地の耕作強行によって「よわき者相立不申、吉次不便ニ存候」と述べている [1178]。そして、三苦家の貸付記録である差引帳には、両者の間の経済的な関係をしめす記事が2例だけではあるが残っている [3210～11]。ひとつは、まさにこの争論が進行中の明和8年4月8日に「馬買候足シ銀」として銭90目を一時的に立て替えた記事であり、もうひとつは、寛政9年12月に大門村与作が耕地を三苦家へ永代売した際に、吉次が請人となっていた記事である。後者の場合は、吉次がもつ三苦家との関係を通じて、永代売を斡旋したものであろう。これ以外にも、帳簿には記録しないこまかな関係があったことは、当然予想される。このような経済的な関係を通じて、他村の小作人を確保することができれば、まずは居村から遠い村の耕地であっても、安定した支配を実現することが可能になるし、「他村の金主 対 村の利害」という直接の対立を、村の内部の関係に置き換えることもできる。その点に、三苦家が小作人を保護する目的があったと考えられる。

3 村法と土地所持慣行

さて、争論の経緯の中でもうひとつ注目すべき点は、事例2に見られる「村法」が、耕地の所持関係・受戻し権を規定していた点である。

池田村では享保飢饉により発生した荒地を「永代地ハ不及申、質田地たり共」それぞれ受けもって作付し、「其者田地」となした。そして「大変限り証文等御座候田地も一切借用之米銭も捨リニ相成候ニ付、大変切之村法」が確立し、享保飢饉以前に質入・永代売した耕地の受戻し

を認めないことになっていた。したがって、池田村ではこの時点で享保飢饉以前の耕地の所持関係を一旦白紙に戻し、享保飢饉から復興する過程での耕作の事実を基準として、耕地の所持関係を規定したことになる[1587]。そしてその時点で耕地の所持を認められた農民が、本来の持主として、もっとも強い受戻し権をもつことになった。

また、享保飢饉以前の質入・永代地について受戻しを認めるか否かの村法は、村によって異なっていた。隣郡志摩郡元岡触における受戻し慣行の調査では、一般的には確実な質証文、永代証文でも返掘があればかなり受戻しをおこなっているが、女原・青木・今宿の各村では、池田村の仕法と同様に、享保飢饉以前の質入・永代地については受戻しを認めないのが慣行となっていた[1239]。井原触においても同様の調査結果が安永3年5月に出ている[141]。

史料6

井原・西堂・川原・山北・高上・瑞梅寺
右村々子ノ大変之節余分之人柄減シ、田地荒地ニ相成居申候、其砌御郡夫ヲ以打起被為仰付、質・永代之差別無、我人之抱ニ不拘、荒田追々作付被為相願、或ハ其節之現作畝数ニ荒地ヲ割付作付被為仰付、其節より主付候者之抱ニ相成居申候、右之通ニ御座候故歟、大変已前之質・永代共ニ請季之沙汰無御座候事

高祖・末永・王丸・飯場・雷山・三坂
メ六ヶ村

右村々右同前ニ荒地ニ相成居申候、元々之田主より願出、或ハ田地所持不仕者願出、作付相済、其節より主付候者之抱ニ相成居申候、荒地之外現作付ニ相成居申たる田地之内、大

変已前より質入之分、大変より已後五年、十年之間ニ少々請戻シたる田地も御座候、勿論案文、返り掘共ニ割判・奥判等無相違、間々数十年ニ過候分ハ、先祖より双方申送り、又は村中之事ニ御座候へハ、庄屋・組頭、村中ニも兼て何れ之田地は質・永代共ニ請寄りニて、請季成り・不成之次第ハ噂ニ及、承伝居申儀故、双方無差問請季相済たる由申出候、是も此式拾ヶ年已来は請季之沙汰無御座候事

史料6からは、①同一の触の、隣接する村の間でも村法の内容が異なっていること、②その違いは、享保飢饉の際にも荒地とならなかった質地・受戻し条件付の永代地について受戻しを認めるか否かにあったこと、③享保飢饉の際に荒地となった耕地については、共通して受戻しを認めなかったこと、④受戻し権が留保されているか否かは、証文だけでなく、庄屋・組頭・村中の相伝の記憶として確認されていたことがわかる。村としての年貢負担・役負担を維持するために、享保飢饉で発生した荒地を作付し、皆作した事実を基準として、作付の労働力を投下した農民の所持権を認定するのが、この村法の趣旨であった。そして、個別の村の条件にしたがって、この村法の場合にはおそらく荒地面積と村内人口を考慮して、荒地とならなかった質地・永代地の受戻しの可否を決定したものと考えられる。

しかし、村内の土地所持関係を規定する村法は、上記の例でも明らかなように、個別の村の状況に応じて定められるものであり、つねに農民の所持権を保護するものではなかった。享保12年に成立し、宝暦2年に改めて庄屋・組頭・百姓の連判をおこなった宗像郡池田村の村法の内容は次のようなものであった⁽²²⁾。

史料7

- 一 先年享保十二年相究之通りニ候
- 一 田島売渡并代米無シ遺候田島、先名より代米払ニても取戻シ申儀無之事ニ候
- 一 田島買取并代米無之ニ受取候田島、先名へ戻し申儀不成候、尤百姓たハし候ハ、先名可受取候、少ニても作仕り候間ハ、先名へ戻被申儀不成候、但シ代米無之ニて受取候田島、其年より拾ヶ年切証拠□たし可召置候、作不叶候ハ、先名へ戻之可申候、証拠無之分ハ役人中不及沙汰候事、其時請持之者永代請持候事
(中略)
- 一 奉公仕候て、其身以働□立帰、百姓名相立候節ハ、勝手次第ニ可仕候事
(庄屋・組頭・百姓136名連判省略)

宗像郡池田村の村法は、①売渡田島・無代で譲渡した田島を、以前の持主が取り戻すことを禁止する、②買得した田島・無代で譲り受けた田島を、以前の持主へ返還することを禁止する、③買得した田島・無代で譲り受けた田島を耕作していた百姓が倒百姓となった場合には、以前の持主がその土地を受け取ること、④明確な証文がない場合には、倒百姓となった農民が耕作すること、⑤奉公などによって経済的条件が改善し、ふたたび百姓となる場合には、村法の適用外とすることを定めている。すなわち、この村法は、耕作を放棄し、村へ返還される田島を規制するために、家と土地を結び付ける村法なのである。

同様の例は、裏粕屋郡筵内村の宝永8年の村法にもみられる⁽²³⁾。筵内村の村法は、村へ返還される田島が増加するなかで定められたもので、①質地・永代地ともに取得後15年を経過した場

合は、「本名」へ返還することを禁止する、②買主の家が退転し、その一族も近隣にいない場合は、15年経過していても、「本名」へ耕地を割り当てる、③逆に、「本名」が退転した場合は、「本名」から耕地を取得した家に割り当てる、④返還によって「本名」が一旦受け取った耕地は、村へ差し出すことを認めないことを定めている。

このように、村法による土地所持の規制の具体的内容は、村によってさまざまであった。しかし、年貢・諸役負担を維持するために、村内の耕地の所持関係に一定の規制を加える点で共通性をもっているものであり、村としての年貢・諸役負担の維持と、村を構成する農民の再生産維持とを両立させるべく、その村がおかれた具体的な条件に応じて、村法の具体的内容は定まっていた。そして、大門村吉次が村八分になった例が示すように、村の制裁力がその効力を保障していたのである。

むすびにかえて

以上の具体的な検討を前提にして、筆者が主張しようとするのは次の2点である。第一は、近世村落における土地所持は、あくまでも村の枠のなかにおかれた土地にたいして、村が保証する権利であったこと、第二は、土地集積者は、このような村の枠のなかに囲い込まれた土地にたいして権利を確立してゆかなければならなかったこと、この二つである。

第一の論点は、「はじめに」でも述べたように、すでに先行研究が指摘している点であり、新しい論点とよべるものではない。それにもかかわらずこの問題を一つの論点としたのは、こうした村の土地に対する村の規制を、村の資源配分のシステムとしてとらえる必要があると考

えたからである。先に指摘したように、村法は受戻しを保証し、家と土地の結び付きを保証する方向に作用するだけでなく、土地を強制的に各家に割り当てる方向にも作用する。その意味では、近世後期にみられる、受戻し権の保護を基調とする慣行を、土地所持慣行の基本的特性とすることはできない。

たとえば、福岡藩領で寛永期に「地割」と称して村の耕地を再配分した事例がある⁽²⁴⁾。このとき耕地の配分を受けたのは、村の周辺の耕地を開発していた、村には属さない流動的な農民であった。そして、村が「地割」を実施した目的は、役を負担する農民の数を増やすことで、役負担の軽減を計ることにあった。耕地の再配分をおこなうためには、従来の耕作関係を破棄しなければならず、村の決定であるがゆえに、その際に発生する利害関係も押え込むことができたと考えられる。つまり、村を構成する家と利用できる村の資源とのアンバランスから、村としての年貢諸役負担と農民の経営維持とを危うくするような事態が発生した場合には、土地を含む村の資源の利用権のあり方、あるいはその利用方法を調整することで、村はその事態に対処していたわけである。

こうした村の規制力を具体的に示す事例として、大石慎三郎氏がおこなった信州北佐久郡五郎兵衛新田の研究をあげておきたい⁽²⁵⁾。大石氏の研究によれば、五郎兵衛新田の開発が進行している時期に分家・入村した農民は、すべて本百姓身分となったのにたいし、開発が終了する時期以降は本百姓数がほぼ固定し、それ以後の分家・入村した農民は、特定の本百姓の「抱」身分となった。この身分の区分は、村内の格式の問題ではなく、まさに先行研究が受戻しの根拠として指摘している百姓株が形成されてくる

過程を示している。そこで問題となっているのは、開発がいちおうの限界に到達したなかで、既存の本百姓の経営を維持してゆくために、村の資源にたいする利用権の配分を固定する、あるいは、新規参入者が村の資源にたいして利用権をもつことを規制することだったと考えられる。

藩の法令が、村内部の土地所持慣行にまで及ばなかったことも、まさに村が上述のような機能をはたしていたからである。受戻し訴訟の裁許をおこなうにあたって、福岡藩が各村の受戻し慣行を調査しなければならなかった背景には、ひとつには、近世中期までの藩の体制自体が、法の蓄積を可能とするような体制にはなかったという事情があった⁽²⁶⁾。しかし、それに加えて、村が、それぞれの村が抱える固有の条件に対応しながら、村の資源への権利関係を定めていたからこそ、藩の法令によって一律に規制することなく、各村の慣行に委ねていたためと考えられるのである。

たとえば、享保飢饉によって人口が減少し、荒地が発生した村を復興させる対策のひとつとして、福岡藩は永代売・質入田地にかんする一連の法令を發布した。まず元文2年2月に他村への永代売を届出制としたあと⁽²⁷⁾、元文3年6月に享保17・18年に質入した田畠の畝数・元利米銀員数を差し出させ⁽²⁸⁾、元文5年4月に他村への永代売・質入の原則禁止、地主が願い出れば他村へ永代売・質入した田畠を年賦で返還することを命じ⁽²⁹⁾、実際に受戻しがおこなわれたことも確認できる。しかし、これらの法令はいずれも、他村への永代売・質入の禁止、他村へ永代売・質入した耕地の受戻しを定めたものであって、村内の土地移動については対象外となっていた⁽³⁰⁾。元文5年4月法令の追加規程である同年閏7月の法令には、次の項目が入っている⁽³¹⁾。

史料 8

一 枝郷之田畠本村え買取、本村之田畠枝村
二買取居申分ハ、一村中之事ニ候条相对次
第、受戻之願差出申間敷候、若売主甚致難
儀無抛次第有之候は願出可申事

享保飢饉からの復興を促進する目的であれば、村内における受戻しもそれなりの効果をもつはずではあるが、それを適用対象外とした理由は、「一村中之事」というものであった。村内の受戻し、すなわち村内における耕地の限定的な再配分については、各村の固有の秩序を優先させたのである。この点からも、村は山と水だけでなく、耕地の配分についても一定の規制力をもっており、ある時期まで、藩の規制もそうした村がもつ機能を前提としたものであったという構図が浮かびあがってくる。したがって、史料2のように所持権移転の要件を一律に規定する法令を出した事実は、政策の基調が、村の自律的な機能を前提としない方向へすでに転換していたことを示しているのである。

以上のような実態を前提としたうえで、土地集積者の行動を、村を編成替えしてゆこうとする動きとして具体的にとらえる必要があるというのが、第2の論点である。

金主は、債務の不履行が生じれば、自動的に所持権を確立しえたわけではない。一方で土地にたいする実際の影響力を行使しながら、もう一方で村の枠のなかに囲い込まれた土地という実態を解体し、土地は商品であるというイデオロギーを確立しなければならなかった。享和2年の土地争論の際に金主がおこなった「田地之儀は母之胎内より持参仕候儀ニ而ハ無之、永代買置候を我田地と仕、売買仕候儀ニ御座候」[1246] という主張ほど、金主の主張を明確に

示すものはない。こうした実態を創り出すためのひとつの手段が、制定法に依拠して村の枠を解体することであった。とくに、大庄屋・庄屋などを勤める村落上層の家は、郡奉行などの地方役人との間に密接な関係をもっており⁽³²⁾、法令の制定についても、こうした金主の立場での主張が影響力をもったことも十分に考えられる。そしてもう一方で、小作人、とくに他村の小作人を親方一子方関係のなかに組み込むことによって、「祖先伝来」を主張する地主の抵抗を押し込み、土地にたいする実質的な支配力を強化しようとしたのである。幕末期の新潟では、大地主が土地集積をおこなう際に名主株・庄屋株を買取り、村の運営権を握って「村の持っている機能を逆用するような形で土地集積」をすすめた事実が報告されているが⁽³³⁾、それと同じように、村を内側から解体する動きが小作人の編成を通じて進んでいたと思われる。そして、明治初年の大区小区制の実施、地租改正による年貢村請制の廃止も、こうした村の機能を解体する動きの延長線上に位置付けることができると考えられるのである。

参 考 文 献

- (1) 九州大学附属図書館教養部分館所蔵。以下、同文書を引用する場合には、整理番号のみを[]に入れて本文中に示す。
- (2) 小野武夫『永小作論』(明治大正農政経済名著集15) 農文協 1977年(原著1924年)、末広巖太郎『農村法律問題』(明治大正農政経済名著集16) 農文協 1977年(原著1924年)。
- (3) 小早川欣吾『日本担保法史序説』法政大学出版会 1979年(原著1933)。
- (4) 大石慎三郎「近世」(北島正元編『土地制度史 II』所収)山川出版社 1975年、藤原明久「質地小作の法的構造」(『神戸法学雑誌』22巻3・4号所収) 1973年。
- (5) 竹内利美『家族慣行と家制度』恒星社厚生閣 1969年、同志社大学人文科学研究所編『林業村落の史的

- 研究』ミネルヴァ書房 1967年など。
- (6) 丹羽邦男『明治維新の土地変革』御茶の水書房 1962年, 同『形成期の明治地主制』塙書房 1964年, 丹羽邦男・福島正夫「土地に関する民事法令の形成」(福島編『日本民法体制の形成 下巻』所収) 日本評論社 1982年, 丹羽邦男「近世における山野河海の所有・支配と明治の変革」(『日本の社会史 第2巻 境界領域と交通』所収) 岩波書店 1987年, 同『土地問題の起源』平凡社 1989年。
- (7) 竹安繁治『近世封建制の土地構造』御茶の水書房 1966年, 同『近世小作料の構造』御茶の水書房 1968年。大場正巳『中間家の俵田渡口米制の実証分析』(お茶の水書房 1985年)も, 小作料收取の実態, 耕地の受戻しなどについて論じている。
- (8) 勝俣鎮夫「地発と徳政一揆」(『戦国法成立史論』所収) 東京大学出版会 1979年, 同『一揆』岩波書店 1982年, 同「売買・質入れと所有観念」(『日本の社会史 第4巻 負担と贈与』所収) 岩波書店 1986年。
- (9) 深谷克巳「百姓」(『世界史における地域と民衆(続)』所収) 青木書店 1980年, 大藤修「身分と家」(『講座日本近世史3 幕藩制社会の構造』所収) 有斐閣 1980年, 橋本誠一「村」と土地所有」(『阪大法学』128号 1983年など。
- (10) 白川部達夫「村方騒動と世直し」(『歴史公論』4巻6号 1978年, 同「近世後期の分付記載について」(『古文書研究』23号 1984年, 同「近世質地請戻し慣行と百姓高所持」(『歴史学研究』552号 1986年。
- (11) 渡邊尚志「近世村落共同体に関する一考察」(『歴史評論』451号 1987年。
- (12) 最近の研究として, 関口博巨「近世関東の「村」と百姓土地所持」(『歴史学研究』628号 1992年, 神谷智「近世中期における高請地把握と質地慣行の変化」(『日本史研究』362号 1992年, 鶴巻孝雄「近代化と伝統的民衆世界」東京大学出版会 1992年。
- (13) 「鞍手郡木月村左平年恐御願申上ル口上覚」中野家文書(松崎文書館所蔵)。
- (14) 「田地受返之儀ニ付指纏御吟味願」加藤大庄屋文書。
- (15) 明和8年6月に郡奉行宛に差し出した口上書で, 三苦家は, 以前は「田島質入賃借利分」は2割から3割の水準であったこと, 10年ほどまえから質・永代共に1割から1割5歩の水準に利子率を引き下げたと述べている。帳簿の記載・証文の利子率も, この主張とほぼ一致する。
- (16) 「寛政十三年 田島名寄帳」中村家文書。
- (17) 「田島売買ニ付御定書御達写」陵巖寺吉田文書(松崎文書館所蔵), 「田島譲渡永代売買入御作法書」中尾家文書(福岡県地域史研究所所蔵)。
- (18) 熊本藩領では, 実際は質契約であるにもかかわらず, 債権者の意向によって譲地証文を作成した事例, 債権者と債務者の間で質地であるとの内約をなしたうえで, 上ヶ高証文を作成した事例がある(「地方証文御格式一卷」所収天保13年7月「御内意之覚」)。唐津藩領においては, 「田畑売渡候」という文面の証文を作成した際に, 債務者はそれを受戻し権を保証した「請寄」契約と理解し, 債権者は「永代買地」と理解していたため, 40年後に受戻しをめぐって紛争が発生した事例がある(享和2年「売地質地御仕置并取調申渡控」)。
- (19) 久留米藩領では, 質証文に年季経過後は永代という文言があり, 実際にその年季を超過した場合でも, それだけでは水帳上の名義変更を認めず, 債務者の讓状をとることが名義変更の条件となっていた。(「何郡何村水帳 河北文書 [福岡県地域史研究所所蔵])
- (20) 稲築郡平村の明和9年・文化5年・文政3年・天保15年4冊の名寄帳(西田家文書)は, いずれも郡奉行の奥判をもつ名寄帳である。しかし, 明和9年名寄帳だけに, 貼紙がなされていない。
- (21) 先にあげた大庄屋の支配単位(触)ごとに名寄帳上の名義変更基準が異なっていた事実も, これと同じ背景をもつものであろう。
- (22) 「享保十年池田村記録」(『日本林政史調査資料』福岡藩第10号)。
- (23) 『古賀町誌』福岡県粕屋郡古賀町 1985年 675頁。
- (24) 江藤彰彦「近世前期筑前農村の形成過程に関する覚書」(『農業史年報』第3号 1989年。
- (25) 大石慎三郎「近世村落の構造と家制度(増補版)」お茶の水書房 1976年。
- (26) 江藤彰彦「福岡藩における記録仕法の改革」(『西南地域の史的展開 近世編』所収) 思文閣 1988年。
- (27) 「郡役所記録」(『福岡県史資料』第4巻所収) 福岡県 1935年。
- (28) 「御用帳 御法令之部」所収 黒田文書No. 198(福岡県立図書館所蔵)。
- (29) 前掲註(27)「郡役所記録」。
- (30) ただし, こうした他村への永代売・質入の禁止は, 延享3年5月の法令によって解除された。秀村選三「福岡藩社会経済史の基礎的資料(II)——藩政一般作法(下)——」(『経済学研究』第36巻3・4号 1970年) 参照。
- (31) 「浦記録 二」(九州大学法学部所蔵)。
- (32) 土地争論の訴訟に先だって, 事前に郡奉行の判断をおおぐといたったことが実際におこなわれている。
- (33) 大石慎三郎・中根千枝『江戸時代と近代化』筑摩書房 1986年 146頁。

(久留米大学商学部)